

一博打其外賭の諸勝負

堅く禁^レ之若窃に取扱ふ

ものあらハ可^ニ訴出^一 隠し置

他より於^ニ洩聞^一ハ村役人

五人組迄も可^レ為^ニ越度^一事

一横死人自害人倒れもの等

有^レ之ハ番人付置可^レ遂^ニ

注進^一事

一往来之もの怪我病氣飢

渴等にて相煩ハ、医師へ

見せ能々介抱いたし遣す

べし若歩行も不^ニ相叶^一

ときハ其ものの在処

承り村送りにして送り届る歟

又は迎を呼寄るか無^ニ疎

略^一可^ニ取扱^一致^ニ病死^一ときハ

其者の道具等不^ニ紛失^一

やう封印締りにして

在処へ可^ニ掛合^一事

「読み下し」

一 ひこつ 博打其の外賭けの諸勝負 ほか

堅くこれを禁ず、もし窃ひそかに取り扱う
ものあらば訴え出ずべし、隠し置き
他より洩れ聞こえるに於いては村役人

五人組迄も越度おつとたるべき事

一 横死人自害人倒れものなど

これ有るは番人を付け置き注進を遂ぐ
べきこと

一 往来のもの怪我・病氣・飢渴きかつ

などにて相煩はば、医師へ
見せ、よくよく介抱いたし遣わす
べし、もし歩行も相叶わざる

ときはそのものの在処

承り村送りにして送り届けるか

又は迎えを呼び寄せるか、疎略無く

取り扱うべし、病死致すときは

その者の道具など紛失せざる

よう封印締まりにして

在処へ掛け合うべきこと

「用語」

横死人自害人倒れもの…殺害・厄災などで命を落したり、自死、
或いは行倒れなどの者。

「解説」

今回も郡中制法の一部抜粋を紹介します。まず、博打や賭け事を禁止していますが、これは五人組前書などでも厳しく取り締まりをしている規制の一つです。次の二文は、往来での死者・怪我人などを発見した時の対処法で、村が責任を以て看病し送り届けるか迎えを呼ぶよう指示しています。日本人の相互扶助の意識が「郡中制法」からも垣間見ることが出来ます。

次に文字を見ていきましょう。



「竊」は（ひそか）と読

み、「窃」とも表します。五行目



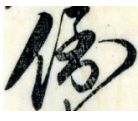
「迄」は「迄」の異体字で、古

文書では「迄」が一般的です。六行目の



「倒連（れ）

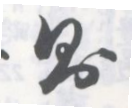
毛（も）の^等は漢字とかなが混在していて読みづらいですね。



「倒」の旁「𠂔」（りっとう）は「お」のような特徴的なくずし方をします。



「別」、



「則」、



「前」など、類似の

漢字が多くありますので、偏や文脈に注意しながら判断しましょう。

左下に小さく書かれているのは「等」です。カ

タカナの「ホ」のようですが、これが一般的な表し方です。九行

「氣」は「氣」、十行目

「醫」は「医」、2ページ目一行

「處」は「処」のそれぞれ異体字です。2ページ二行目の

「歟」は難解です。これは略字「欬」をくずした表記です。「歟」

の偏「與」の略字が「与」になります。意味は、疑問・推測・反語を表

し、文末にくる助辞です。2ページ3行目

は接続詞「は」（盤）

です。これまで「ハ」が多く使われていたので混乱しますが、頻出の

接続詞の文字のパターンを覚えておきましょう。4行目

「略」

は左右の成り立ちが上下になっています。本講座の臨時号「泉蔵院

引寺証文」で紹介した

「魂」も同様ですが、「寄（崎）」「忝

（松）」など古文書の特徴的な書き方の一つです。

頻出の変体かな

は

盤

者

波

の

に

乃

能

耳

尔